

Q 保育料算定に使用する「市民税所得割課税額」は、どのように計算するの？

保育料算定にあたっては、基本、父母それぞれの税額を合算して算定します。
ただし、父母の収入状況によっては、同居する祖父母の税額で算定する場合があります。

毎年、5月又は6月に勤務先又は市から受け取る「市民税・県民税 納税・税額決定通知書」等を基に算定することになります。算定に使用する項目は、右の表の黄色、青色、桃色部分になります。

①普通徴収の課税明細書では、黄色部分の所得割額計(63,900)ー調整控除額(1,500)の値を算定に使用します。

黄色部分又は青色部分が空白(又はゼロ)で、均等割額に記載がある場合は、「市民税所得割非課税世帯」になります。ただし、祖父母が同居している場合はこの限りではありません。

市民税・県民税 納税・税額決定 通知書(市民税・県民税課税明細書)

①普通徴収用

課税標準額(千円)	市民税(円)	県民税(円)
課税総所得金額	1,065	63,900
所得割額計	63,900	
調整控除額	1,500	
均等割額	3,500	

②特別徴収用

市民税	税額控除前所得割額	税額控除額	所得割額	均等割額
市民税	④ 169,800	⑤ 1,500	⑥ 計算に含めません	⑦ 3,500
県民税	④	⑤	⑥	⑦
特別徴収税額	⑧			

②特別徴収の通知書では、青色部分の税額控除前所得割額(169,800)ー税額控除額※調整控除のみ(1,500)の値を算定に使用します。

※税額控除額の欄に含まれている「住宅借入金等特別税額控除」等の金額は税額控除前所得割額から減算をしません。

Q 今、保育所に入所していて、毎年4月に新しい保育料の通知がきていたけど、新制度では新しい保育料の通知はいつ届くの？

新制度が平成27年4月にスタートしますが、例年同様4月中旬までに新しい保育料の通知をする予定です。
また、新制度では、毎年、9月からその年の市民税額で算定し直すこととなりますので、市民税額によっては、9月から保育料が変更になることがあります。

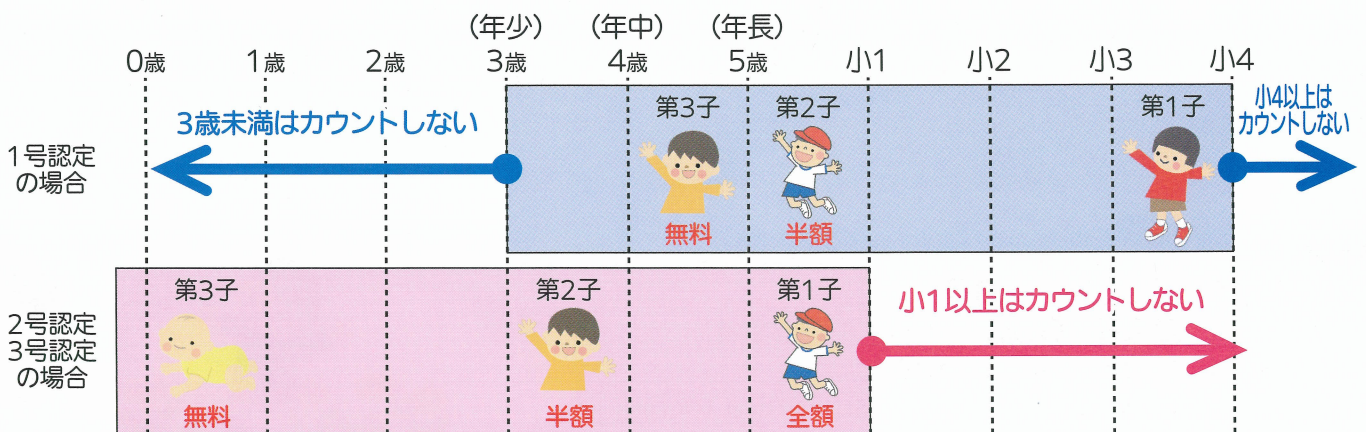


Q 現在、きょうだいで幼稚園に通っている保育料は軽減されないの？

新制度でのきょうだい(多子)の保育料の扱いについては、認定区分によって軽減制度が異なります。

1号認定を受けているお子さまの場合、年少から小学校3年までの範囲内にお子さまが2人以上いる場合、最年長のお子さまを第1子、その下のお子さまを第2子とカウントします。下の図の場合、第1子は小3になりますので第2子が半額、第3子以降は無料となります。

2号認定、3号認定を受けているお子さまの場合、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長のお子さまを第1子、その下のお子さまを第2子とカウントします。下の図の場合、第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。



宇都宮市の新制度への取組状況を知りたい方は

「宇都宮市」の
ホームページをご参照ください。

宇都宮市 子ども・子育て支援新制度

検索 

新制度の詳しい内容を知りたい方は

「内閣府子ども・子育て支援制度」の
ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索 

SNSでも新制度に関する情報を随時発信しています

https://twitter.com/sukusuku_japan

内閣府 子ども・子育て支援新制度 ツイッター

検索 

<https://www.facebook.com/sukusuku.japan>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 フェイスブック

検索 

発行者

宇都宮市 子ども部 保育課

T E L 028-632-2393・2394

F A X 028-638-8941

E-mail u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

